

4月1日(火)から日野町営バスと「チョイン」ひの「の運行内容が変わります」

◎日野町営バス湖南サンライズ線の運行を廃止します

3月31日(月)をもって町営バス湖南サンライズ線は運行廃止となります。

今後は「チョイン」ひの「をご利用ください。

◎日野町営バスのダイヤ改正を行います

平子西明寺線、鎌掛線において平日のダイヤ改正を行います。詳しくは組回覧文書、町ホームページ等でご確認ください。



町ホームページ
町営バス

◎「チョイン」ひの「運行エリアを拡大します

町では、公共交通の利便性向上を目的に、予約制の乗り合い交通「チョイン」ひの「の運行を行っています。

4月1日から、新たに停留所を追加し、運行エリアを拡大します。

◎住宅停留所追加集落(町営バス桜川線沿線地域)

原・川原・杉・杣・小野・奥師・鳥居平・中之郷・佐久良・奥之池・安部居・中在寺・北脇・蓮花寺・野出

◎住宅地停留所一部設置集落(公共交通空白地域)

寺尻・大谷・木津・松尾一区・青葉台

※停留所の位置等は

町ホームページを

ご覧ください。



町ホームページ
チョイン」ひの「



※日野町デマンドタクシーは廃止しました

4月からの「チョイン」ひの「の運行区域拡大に伴い、これまで奥師や奥之池、青葉台など町営バス等の乗り入れができない集落と町営バス停留所間を送迎していたデマンドタクシーの運行を2月28日(金)で廃止しました。

◆問い合わせ先

交通環境政策課 交通政策担当

☎0748-5216523

ご利用ください

「日野町奨学金制度」

日野町奨学金制度は、教育の機会均等を図るため、経済的理由により、高等学校や大学等への修学が困難な方に、無利子で奨学金を貸与する制度です。

【対象となる学校】

- ①高等学校等…高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(高等課程)、専修学校(高等課程)
- ②大学等…大学、短期大学、高等専門学校(高等課程除く)、専修学校(高等課程除く)

【対象者】

日野町に居住する方または居住する方の家族で、高等学校等および大学等における修学の見込みが確実な方。

【貸与額】

- ①高等学校等／月額10,000円以内
- ②大学等／月額20,000円以内

【受付期間】

令和7年4月1日(火)～4月28日(月)

※詳しくは町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



町ホームページ

◆問い合わせ先

教育委員会事務局 学校教育課

☎0748-5216564

農地の賃借料情報

令和6年1月から12月までに締結(公告)された賃借料(10aあたり)の平均額、最高額および最低額等を目安としてお知らせします。

なお、農地の耕作条件等により収入(収穫量)や経費(労力)は異なりますので、個々の賃借料については、貸し手・借り手双方による話し合いで決めていただきますようお願いいたします。

	平均額	最高額	最低額	データ数
日野町(水田)	2,300円	10,400円	1,200円	46件

○データ数は、集計に用いた件数です。

○使用貸借(無償貸借)契約(126件)は除いています。

○金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。(次表において同じ)



(参考)使用貸借(無償貸借)契約を含んだ場合

	平均額	最高額	最低額	データ数
日野町(水田)	600円	10,400円	0円	172件

農地の許可申請受付期間等のお知らせ

農地や採草放牧地の権利移動や転用行為を行う場合は、農地法に基づく許可申請が必要です。

許可基準や申請書類は、権利移動や転用行為の内容によって異なりますので、あらかじめ農業委員会事務局へご相談ください。

なお、許可を受けずに農地を転用した場合や、許可された内容どおりに農地を転用していない場合は農地法違反となり、懲役または罰金が科される場合があります。

●申請書類の受付 毎月20日締め

(土・日・祝日の場合はその前日)

※受付締め日以降に申請された案件は翌月の受付扱いとなります(期間厳守)。

例: 2月20日(木)申請 → 3月総会審議

3月19日(水)申請 → 4月総会審議

3月20日(木・祝)申請 → 5月総会審議

3月21日(金)申請 → 5月総会審議

※添付書類である意見書は、書類を整えた後、農業組合長の確認を受け、その後、農業委員・農地利用最適化推進委員が現地を確認のうえ、意見を記入します。時間に余裕を持って準備をお願いします。

●総会日程

毎月10日(土・日・祝日の場合はその前日)

ただし都合により変更になる場合があります。

令和7年4月以降の農地の賃借について

現在、法律に基づく農地の貸し借りは、農地法または農業経営基盤強化促進法等に基づく貸借関係により行っていますが、令和7年4月からは、原則として農地バンクを経由した「農用地利用集積等促進計画」(農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく)による貸し借りに一本化されます。

(農地法に基づいて農業委員会の許可を受けて権利設定を行うことは引き続き可能です)

農地バンクの活用には、賃料が農地バンクから確実に振り込まれる等のメリットがあり、また法律に基づかない農地の貸し借りは法律で耕作権が保障されず不安定な契約になるため、今後農地を貸し借りされる際はぜひ農地バンクの活用のご検討をお願いいたします。

詳細はお近くの農業委員や農地利用最適化推進委員にお声かけください。

農地の相続等の届出について

相続等により、農地法の許可を必要としない農地の権利取得をしたときは、農業委員会への届出が必要となります(農地法第3条の3第1項)。

相続等による農地の権利移動を農業委員会がきちんと把握することで、農地の有効利用を進めることを目的としています。



◆問い合わせ先 日野町農業委員会事務局(農林課内) ☎ 0748-52-6563